

奈良市監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 5 年 11 月 29 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 宮 池 明  
同 内 藤 智 司

奈良町にぎわい課

監査結果公表日 令和 3 年 7 月 1 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 5 年 11 月 6 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>奈良市ならまち振興館事業用地及び奈良市京終駅観光案内所の貸付については、それぞれ平成 27 年 2 月及び平成 31 年 4 月に 10 年間の貸付期間を設けて契約されている。このため、令和 2 年度の貸付収入の債権額は、年度当初である令和 2 年 4 月 1 日に確定していた。ところが、この債権に関する調定手続が令和 3 年 3 月 31 日に行われており、また、納入通知書の発行日が令和 3 年 4 月 1 日となっていた。</p> <p>調定手続がいつまでも行われないうままであると、市の会計上、債権額を認識できない状態が長く続くことになり不相当である。また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 142 条第 1 項第 2 号の規定によれば、歳入の会計年度は納入通知書を発した日の属する年度に区分される。このため、令和 2 年度に属すべき歳入の納入通知書を令和 3 年 4 月 1 日に発行したのは明らかに誤りである。</p> <p>所管課は、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 11 条に基づき、納入すべき金額等を確認したときに調定手続を行うとともに、本来の会計年度に属する適正な日付で納入通知書を発行されたい。</p> <p>また、奈良市奈良町南観光案内所運営委託事</p>	<p>奈良市ならまち振興館事業用地及び奈良市京終駅観光案内所の貸付について、令和 3 年度から、4 月 1 日付けで調定手続を行うとともに、納入通知書を当該年度に属する適正な日付で発行するよう改めました。</p> <p>また、奈良町南観光案内所 B 棟で得た収益に係る納付金についても同様の扱いとし、適正な事務処理の徹底を図りました。</p>

業及びにぎわい創出施設の運営事業に関する契約において、南観光案内所 B 棟で得た収益にかかる納付金について規定されているが、当該納付金についても前述と同様の取扱いがなされていた。併せて適正に事務処理を行われたい。

収集課

監査結果公表日 令和 5 年 6 月 30 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 5 年 11 月 20 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>令和 3 年度の定期監査で指摘した臨時職員が退職する際における賃金の一部返納に係る債権について、その後の状況を確認したところ、債権管理台帳の整備は進められていたが、催告書発送履歴の記載漏れがあるなど不十分な点が認められた。加えて、令和 4 年度には催告書の発送等の納付交渉がされていなかった。</p> <p>催告書の送付等の債務者との納付交渉を適切に行った上で、経過を台帳に逐次記録し、債権回収に努められたい。</p>	<p>令和 5 年 7 月及び 8 月に当該債権について催告を行い、債権管理台帳に記載が漏れていた過去の催告書の発送履歴とともに台帳に記載し、適正な債権管理を行うよう改めました。</p>